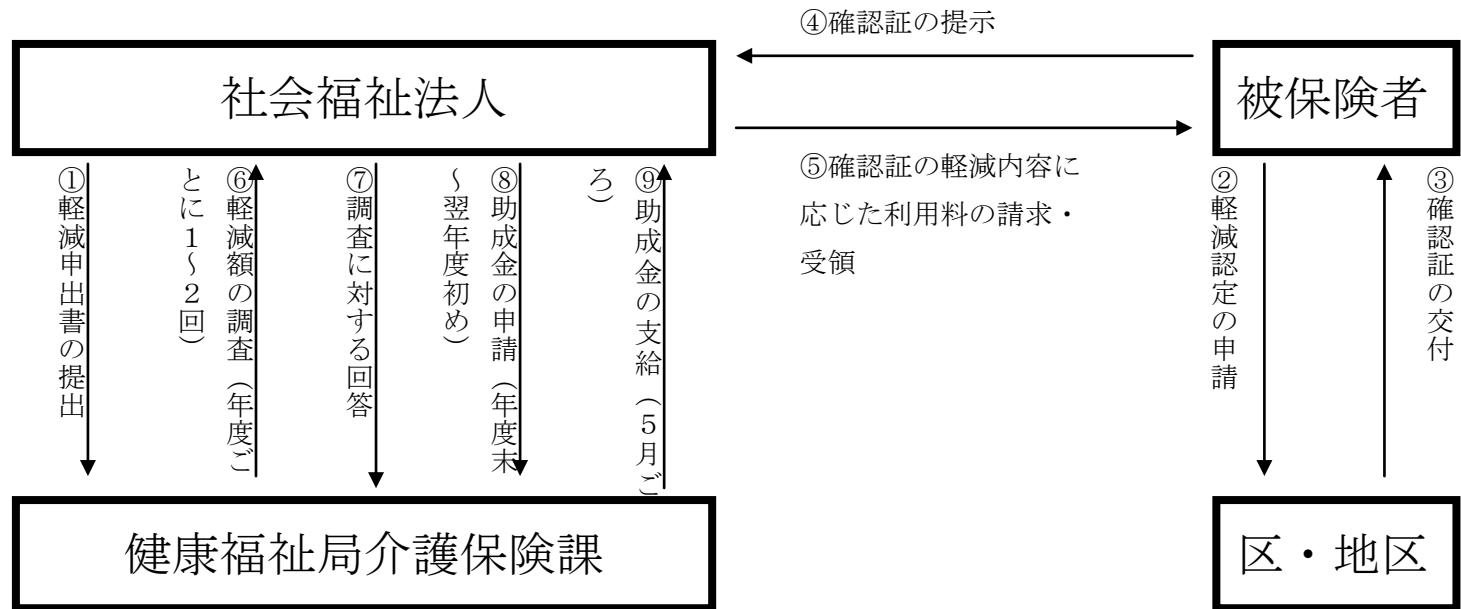


事業実施の流れ



- ① 社会福祉法人から川崎市健康福祉局介護保険課に対して、「社会福祉法人による利用者負担軽減申出書」により事業実施の申出を行います。
- ② 生計が困難なため利用料の支払が困難な被保険者が区・地区の介護保険担当窓口に対して「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」により申請を行います。
- ③ 区・地区の介護給付担当は被保険者の所得等の要件を確認の上、本事業の対象となる場合は被保険者に対して「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下「確認証」といいます。）を交付します。

- ④ 被保険者は社会福祉法人が運営するサービス提供事業所を利用する際に確認証を提示します。
- ⑤ 確認証の提示を受けたサービス提供事業所は、確認証に記載された軽減率に応じて利用者負担（1割負担額・食費・居住費等）の軽減を行い、軽減後の利用料を受領します。
- ⑥ 年度ごとに2～3回、健康福祉局介護保険課が社会福祉法人に対して本事業に係る軽減額の調査を行います。
- ⑦ 社会福祉法人は⑥の調査を受け、調査結果を健康福祉局介護保険課に報告します。
- ⑧ 助成金の対象となる場合、社会福祉法人は年度末～翌年度初めに、健康福祉局介護保険課に対して助成金の申請を行います（書類の提出時期や必要な帳票等については毎年度こちらで御案内させていただきます）。
- ⑨ 助成金の申請を受け、健康福祉局介護保険課は金額等を審査の上、社会福祉法人に対して5月中旬～下旬に助成金の支給を行います。